

# Tax Analysis

For more BEPS information,  
please contact:

## Transfer Pricing Shanghai

**Eunice Kuo**  
Tel: +86 21 6141 1308  
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

## Hong Kong

**Patrick Cheung**  
Tel: +852 2852 1095  
Email: patcheung@deloitte.com.hk

## International Tax Beijing

**Andrew Zhu**  
Tel: +86 10 8520 7508  
Email: andzhu@deloitte.com.cn

## Jennifer Zhang

Tel: +86 10 8520 7638  
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

## Shanghai

**Leonard Khaw**  
Tel: +86 21 6141 1498  
Email: lkhaw@deloitte.com.cn

## Hong Ye

Tel: +86 21 6141 1171  
Email: hoye@deloitte.com.cn

## Hong Kong

**Anthony Lau**  
Tel: +852 2852 1082  
Email: antlau@deloitte.com.hk

## BEPS 行動計画 8、9、10: 移転価格アップデート

2015年7月7日、税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting：以下「BEPS」）プロジェクトの一環として、経済協力開発機構（OECD）は無形資産、リスクと資本、およびその他の高リスクの取引に関する行動計画 8、9、10 についてのアップデート情報を提供した。これらの行動計画の目的は、移転価格ルールと独立取引の原則（arm's length principle）によって、収益と価値の創造とが適切に対応するようにすることにある。

アップデート情報は、OECDの事務局がパブリックコンサルテーションの会議において提供したものである。これはG20/OECD加盟国の一致した見解を示すものではなく、企業がBEPSプロジェクトの作業を最終化するためのプロセスを理解できるようにすること、かつリスクにかかわる移転価格等の重要な事項について方向性を示すことを意図したものである。

### コメント

今回のアップデート情報は、BEPSプロジェクトの移転価格に関する作業の進捗状況を反映したものであり、次の段階の作業とスケジュールを含むほか、重要な事項に関する前回のディスカッションドラフトからの技術的な変更点も示された。

その変更点の一部は、パブリックコメントに応えたものである。

リスクと取引の再構築に関する作業では主に、コンサルテーションにおいて広く合意の得られた提案（例えば、実際の取引を説明すること）について明らかにし、改善を図ること、いくつかの実務的でない、難しい概念（例えば、モラルハザード）を削除すること、さらなる指針と事例が有用であろう事項を確認することに焦点が当てられている。企業はこれらのことを歓迎するであろう。一つの微妙だが、望ましい変化は、取引の結果に事業上の合理性がない場合を除き、（正確に説明された）取引は移転価格分析において尊重されなければならないということである。

パブリックコンサルテーションおよび分析のための十分な時間が与えられるように、一部の重要な作業は2016年も引き続き行われる。このことも、企業にとって望ましいことだろう。引き続き検討が行われる事項には、恒久的施設の定義が変更された場合の恒久的施設への所得の帰属、どのような場合に利益分割法が最適であるかについての指針（このトピックは企業に歓迎されるだろう）、および金融取引の価格設定等がある。

8月は新しいディスカッションドラフトの公表はなく、2016年まで継続する作業に係るコンサルテーションのプロセスは9月に再開される。OECDの新しい「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」（以下「移転価格ガイドライン」）一式は2017年より前には出ないものと思われる。各国の規則がどの程度、OECDの指針の影響を受けるかによって、新しい指針の国内の移転価格ルールへの反映はばらばらなものになる可能性がある。多くの事項に関して、新しい指針は基本的な独立取引の原則の運用について“よりよく説明する”ものとみなされていることから、それらは現行の法規または租税条約を

改正することなく、効力を生じるかもしれない。一部の税務機関は進行中の移転価格案件において、既に新しい指針を適用している形跡があるが、取引の時点と移転価格分析の時点で用いる指針が異なるため、このことは問題となる可能性がある。企業にとっては、できるだけ早く新しい指針を考慮に入れることが望ましいと言える。

## 移転価格ガイドラインの改訂

移転価格ガイドライン第1章は、実際の取引を説明する必要性、リスクおよび正確に説明された取引の認識（2015年の成果）、地域固有の優位性、集会的な労働力およびシナジー効果（2014年の成果）についてアップデートが行われる。

移転価格ガイドライン第2章は、コモディティ取引に関してアップデートが行われる。この内容は最近、第6ワーキングパーティーの承認を得たものである。これには、独立価格比準法の下でのコモディティ価格の使用に関する検討、価格設定日に関する推定規則、租税条約の下での相互協議による紛争解決が含まれる。

移転価格ガイドライン第5章では、移転価格ドキュメンテーションに関する要求（国別報告書を含む）がアップデートされる。これは、2014年9月に公表された報告書および2015年2月、6月に公表された国別報告書に関する実務指針を反映したものになる。

移転価格ガイドライン第6章は、無形資産に関してアップデートが行われる。これには、2014年の成果と現在進められている評価の困難な無形資産に関する作業の成果が含まれる。

移転価格ガイドライン第7章は、低付加価値サービスに関してアップデートが行われる。低付加価値グループ内役務提供に簡易的な方法を用いることについては広く合意が得られているが、サービス費が過大になる可能性があるという一部の発展途上国の懸念に対処するため、控除額が一定の閾値より大きくなる場合には詳細な移転価格分析を行うことを認めることになるだろう。

移転価格ガイドライン第8章は、現在作業が進められている費用分担契約（cost contribution arrangement）に関してアップデートが行われる。加えて、利益分割法の使用、金融取引に係る移転価格分析、恒久的施設への所得の帰属および評価の困難な無形資産については、2016年も引き続き作業が行われることになる。

## リスク

実際の取引の説明は重要である。新しい指針では、契約上の取決めと当事者の行為（活動）の関係が明らかにされるだろう。契約上の取決めは移転価格分析の起点となり、当事者の行為を理解することは、契約上の取決めと実際の行為の間に矛盾があるか否かを評価すること、契約上の取決めにおける隔たりを埋めること、および価格設定の観点から契約を理解することに関連する。

リスクに関する指針は機能分析に関するセクションの一部となる。これには重要性の基準も含まれるため、特定の“経済的に重要”なリスクを識別する必要がある。受け取ったコメントに基づき、“モラルハザード”に関する内容は削除されたが、リスクとリターンのトレードオフは認められる。リスクの“コントロール”についても明らかにされ、リスクを負うための財務能力は、リスク負担を分析する際の、コントロールと同じように重要な基準とされる。もしリスクの軽減および準備作業をアウトソースするのであれば、リスクをコントロールする会社はアウトソースする作業の目標を定め、その達成状況を評価し、それによりサービス提供者を雇わなければならない（またはサービス提供者との取決めを終了しなければならない）。単に形式的に意思決定を行う（例えば、董事会において文書に署名をする）だけならば、リスクに対するコントロールを証明するのに十分な意思決定の機能を果たしていることにはならない。“リスクを負うための財務能力”を判断する際には、資金調達の上昇しやすさ（会社は独立であると仮定する）と資本の水準を見ることになる。リスク分析の枠組みも修正された。もしリスクを負う当事者がリスクをコントロールしないか、あるいはリスクを負うための財務能力を持たないならば、そのリスクは、最もコントロール力とリスクを負うための財務能力を有する会社に配分されることになる。リスクに関しては、金融サービス業の特殊性が認められ、金融取引に関する2016年の作業とも相互に関連する。

## キャッシュボックス

資本は充実しているが、実質的な機能を担わないか、限定的な機能しか担わない企業（すなわち、“キャッシュボックス”）に関して、移転価格の“特別な措置”は必要とされない。もしキャッシュボックスが、資金の提供と関連する財務リスクのコントロールを行わないならば、そのリスクはコントロール機能を担うグループ内の他の企業に配分される。取引を認識しないというルール（non-recognition rule）も適用されるかもしれない。その場合、キャッシュボックスは資金を提供することに対して、リスクがない場合のリターン以上のリターンを得ることはない。その他のBEPS行動計画もキャッシュボックスに影響を与える可能性がある。例えば、利子控除、CFC（controlled foreign company）ルール、租税条約の濫用防止および国内における濫用防止ルール等である。

## 正確に説明された取引の認識

実際の取引を認識しないというルールは、現行の指針の上に置かれ、事業合理性の概念とつながる。行為またはモデルハザードによらない新しい事例が含まれる。

## 無形資産

無形資産の移転価格に関する 2014 年の作業の成果を実質的に変更する必要はないが、リスクと取引の認識に関する新しい指針に基づいて、相応の変更は加えることになるだろう。実際と予測の利益の間の差異の配分に関する指針も追加され、これはリスクの具体的な状況によって決定されることになる。情報の非対称性に関する懸念および価格設定を誤るリスクについては、評価の困難な無形資産に係る指針において解決が図られる。

## 利益分割法

利益分割法に関する作業は、パブリックコンサルテーションによるところが大きい。この部分の作業の目的は、取引の価格設定を行うための“最適な方法”を識別することにあると認識されている。

## 紛争解決

紛争解決に関しては、2つの重要な要素がある。一つは、強制的な最低基準（minimum standard）およびそれに関連するモニタリングプロセスであり、もう一つは、強制的拘束力を持つ仲裁メカニズムへの自主的なコミットメントである。最低基準では、租税条約における移転価格（関連企業）条項で特に言及されていない場合であっても、すべての移転価格案件について相互協議を通じた紛争解決を認めるべきとされる。

## スケジュール

第6ワーキングパーティは7月末までに2015年の移転価格に関する作業を完了する。関連の文書は9月にOECDの租税委員会が正式に承認し、その後、OECD理事会に提出され、最終的には2015年10月8日にG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出される予定である。文書は10月8日より前に公表されるものと見込まれる。

## 中国の実務およびコメント

G20のメンバー国として、中国はBEPSプロジェクトに対する支持を公に表明し、OECDのBEPSプロジェクトの作業にも重要な貢献をしてきた。中国の国家税務総局はいくつかのBEPSプロジェクトにおける技術的な観点を日常の実務にも取り入れている。現在、国家税務総局は移転価格の関連規定<sup>1</sup>の改正作業を行っている。改正後の規定には、一部のBEPSプロジェクトで触れられている概念と作業の成果が織り込まれるものと見込まれる。例えば、地域固有の優位性、無形資産の定義等である。

国家税務総局と一部の地方税務当局は、既に一部のBEPSプロジェクトの内容を実務において具体的に運用しようとしている。例えば、次のことがある。

- 2014年4月24日に、江蘇省国家税務局は「2014-2015年度国際租税コンプライアンス管理計画」を公布した。当該文書においては、BEPSにかかわるストラクチャーと取引に対する江蘇省国家税務局の立場を要約するとともに、多国籍企業グループの中国国内企業にとって重要な税務リスクについてまとめている。
- 企業が国外関連者に支払う費用に関して、国家税務総局が一連の文書（すなわち、146号通達<sup>2</sup>と16号公告<sup>3</sup>）を公布したことに続き、浙江省国家税務局は2015年6月30日に「企業が国外関連者に支払う費用の税務リスク管理作業ガイドライン」を公布した。これは、国外関連者への費用支払に関して最初に出された、より詳細な解釈と税務リスクへの対応措置を示した地方レベルのガイドラインである。

<sup>1</sup> 国税発[2009]2号「特別納税調整実施弁法（試行）」

<sup>2</sup> 税総弁発[2014]146号「高額費用の対外送金に対する租税回避防止調査に関する通知」

<sup>3</sup> 国家税務総局公告[2015]16号「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」

**Tax Analysis** is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

#### Beijing

##### Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

#### Hong Kong

##### Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

#### Shenzhen

##### Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

#### Chongqing

##### Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

#### Jinan

##### Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

#### Suzhou

##### Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn  
mliang@deloitte.com.cn

#### Dalian

##### Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

#### Macau

##### Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

#### Tianjin

##### Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

#### Guangzhou

##### Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

#### Nanjing

##### Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

#### Wuhan

##### Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

#### Hangzhou

##### Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

#### Shanghai

##### Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

#### Xiamen

##### Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jichung@deloitte.com.cn

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

#### National Leader

##### Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

#### Northern China

##### Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

#### Southern China (Hong Kong)

##### Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

#### Southern China (Mainland/Macau)

##### German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at [wanluk@deloitte.com.hk](mailto:wanluk@deloitte.com.hk) or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙  
ディレクター  
TEL : +86 21 6141 1703  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司  
マネジャー  
TEL : +86 755 3331 8116  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太  
マネジャー  
TEL : +86 21 6141 1711  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維  
マネジャー  
TEL : +86 21 2316 6687  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1702  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫  
マネジャー  
TEL : +86 20 2831 1050  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

#### About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/cn/en/about](http://www.deloitte.com/cn/en/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

#### About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 22 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

#### About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.